

令和8年度の社会保険料の改定について

I. 今年は、社会保険料の料率が各種改定されましたので、改めてこの機会に再確認してください。

保険制度	令和7年度	令和8年度	改正適用	負担者
雇用保険	・労働者 5.5/1000 ・事業主 9.0/1000	・労働者 5.0/1000 ・事業主 8.5/1000	令和8年4月～	労使双方
健康保険 (富山県)	・9.65%	・9.59%	令和8年3月～	労使折半
介護保険 (全国一律)	・1.59%	・1.62%	令和8年3月～	労使折半
子ども・子育て支援金	—	・0.23%	令和8年4月～ 新設	労使折半
厚生年金	・18.3%・・・変更なし		平成29年9月～	労使折半
子ども・子育て拠出金	・0.36%・・・変更なし		令和2年4月～	事業主のみ

※労働者災害保険の料率は、今年に変更ありません。

II. 子ども・子育て拠出金と子ども・子育て支援金の違い

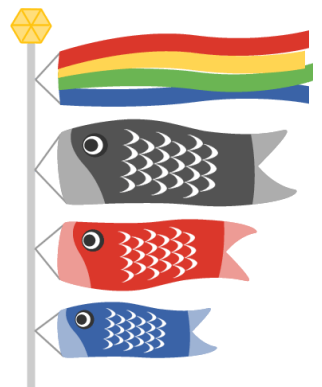
よく似た名称ですが、下記のような違いがありますので、注意してください。

	子ども・子育て拠出金	子ども・子育て支援金
対象	企業（事業主）	企業・現役世代・高齢者
負担	企業が全額負担	企業：労使折半 自営業者等：健康保険料等に上乗せ 高齢者：医療保険料に上乗せ
徴収方法	厚生年金保険料と併せて	健康・医療保険料と併せて
主な使い道	児童手当、保育所、放課後児童クラブの運営費など	児童手当の拡充、育休給付金の充実など

※子ども・子育て支援金は、2028年度（令和10年度）まで段階的に引き上げられ、0.4%（労使0.2%）になる見込みです。

【拠出金の沿革】

拠出金は1972年に「児童手当拠出金」という名称で開始され、2015年に「子ども・子育て拠出金」という名称に変更されました。主に児童手当、保育所運営費に充てられています。現在拠出金率は0.36%ですが、政令による上限は0.45%です。当分の間、事業所にとっては、「拠出金」と「支援金」のダブル徴収が続きます。>
くなお、詳細な点については、各役所から配布される資料等で確認してください。>



施設経営の Q&A ①

会計・税務等の様々な問題に
専門相談員が、的確にお答えします。

決算スケジュール

社会福祉法人の一般的な決算スケジュールとその留意点を教えてください。

社会福祉法人の一般的なスケジュールとして、「会計監査人設置社会福祉法人以外」のスケジュールを示すと次の通りとなります。

月 日	スケジュール	法令等	
3月31日	決算日	法第45条の23第2項	
6月末日	決算書類等の作成	(規則第2条の28第1項第1号)	
	計算書類の提出(監事へ)		(規則第2条の28第1項第2号)
	附属明細書の提出(監事へ)	1週間以上	
	監事監査報告書		法第45条の14第9項(一般法第94条準用)
	理事会招集通知	即日也可	法第45条の32
	理事会(計算書類等承認)	1週間以上(注)	法第45条の9第10項(一般法第182条準用)
	計算書類等備置き・閲覧供与	即日也可	法第45条の27第2項
	定時評議員会招集通知	2週間以上(注)	法第45条の34
	定時評議員会(計算書類等承認)	1週間以上(注)	法第59条
	財産目録等備置き・閲覧供与	組合等登記令第3条第3項(※)
	所轄庁への届出(計算書類等・財産目録等)	
	資産総額変更登記	

(注) 上記で「1週間以上」「2週間以上」との間隔が要求されているケースは、それぞれ「中7日間」、「中14日間」という意味であり、つまりそれぞれ実質的には「1週間以上は8日間」「2週間以上は15日間」と考える必要があります。例えば「理事会＝計算書類等備置き・閲覧供与」が6月12日(木)であれば「定時評議員会」は6月27日(金)以降である必要があります。

※「組合等登記令」では社会福祉法人の資産総額変更登記は「毎事業年度末日現在により、当該末日から3月以内にすれば足りる」とされています。

〈留意点〉

また、決算スケジュールに当っては特に次の点に留意が必要です。



決算スケジュールについては、次のとおりスケジュールを圧迫する要因が何点か存在しますので、留意が必要です。

1. 理事会と評議員会の開催に2週間以上の間隔が必要であること。

計算書類等を定時評議員会日の2週間前の日から備置く必要があります。この備置く計算書類等は理事会承認を得たものである必要があると考えられますので、結果として、計算書類等承認の理事会を評議員会の2週間以上前に開催しなければならない事になり、これが決算スケジュールを圧迫する1つの要因となります。

2. 社会福祉充実計画

社会福祉充実計画は、まず、当該年度の決算数値を基として「社会福祉充実残額」を算定することからスタートします。

そのため、決算が確定した後に社会福祉充実残額を算定し、さらにその結果次第では社会福祉充実計画を策定（または変更）し、理事会承認、評議員会承認を経て、会計年度終了後3ヶ月以内に所轄庁へ提出する必要があるという極めてタイトなスケジュールとなっています。

実務的には、決算が確定してから初めて社会福祉充実残額を算定をして社会福祉充実計画の策定に入ることではなく、決算を予測しながら同時平行的に社会福祉充実計画に対応していくことになると考えられます。

3. 会計監査人監査の導入

会計監査人設置社会福祉法人の場合は、「会計監査人会計監査報告書」と「監事監査報告書」の間に1週間の期間が設定されるため、少なくともこの1週間分スケジュールが余分にかかります。



施設経営の Q&A ②

労務管理等の様々な問題に
専門相談員が、的確にお答えします。

カスタマーハラスメントとは何ですか。

①顧客・取引先などから②社会通念上相当な範囲を超えた要求や言動により、③従業員の就業環境を害する行為を指します。

①から③までの要素をすべて満たすものと定義されています。

■主な具体例

【暴言・威圧】大声で怒鳴る、人格否定、「バカ」「辞めろ」などの侮辱

【過剰・不当な要求】根拠のない返金・賠償要求、サービス外の対応要求

【長時間拘束】電話・対面での不必要な長時間クレーム、時間外の対応要求

【身体的・精神的攻撃】物を投げる、机を叩く、執拗なクレーム・嫌がらせ

【プライバシー侵害・SNS攻撃】個人情報聞き出す、SNSでの誹謗中傷・さらし行為

※今年の10月から防止のための対策が強化されます。

富山県社会福祉協議会 経営相談室 月曜～金曜 ※できるだけ「FAX経営相談票」(県社協HPに掲載)を

Mail : manji@wel.pref.toyama.jp TEL(専用) : 076-432-6219 FAX : 076-432-6532

ご利用ください

HP <https://www.toyama-shakyo.or.jp/keiei-soudan/> (富山県社協HP→相談する→福祉施設の経営相談)